**平成２９年（フ）第２１１号**
群馬県前橋市西片貝町２丁目265番地４　レジデンスアイランド　Ｂ―202号
債務者　菊池　　孝
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２６号**
千葉県南房総市富浦町豊岡337番地
債務者　大古　清佳
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
千葉地方裁判所館山支部

**平成２９年（フ）第１８０号**
愛知県一宮市浅井町西海戸字東屋敷44番地　スリーペアーＢ号
債務者　垣本　友美（旧姓梅村）
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第２２２号**
愛知県一宮市木曽川町黒田七ノ通り258番地１　シャルムセブン302号
債務者　篠原真智子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第７１６号**
京都市伏見区醍醐上ノ山町４番地　スカイコーポダイゴ　202号
債務者　中澤　良兵
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第７５７号**
京都市右京区西院六反田町21番地　アメニティー京都一番館３－Ｆ
債務者　稲田　浩司
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第８４０号**
京都市右京区太秦安井車道町21番地７　セントポーリア太秦Ⅰ―205
債務者　曽我部由貴（旧姓東口）
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第８４５号**
京都市西京区桂河田町94番地　コルテ・デ・春日　202号室
債務者　吉田　篤司
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第６４２号**
大阪府河内長野市南青葉台24番８号
債務者　瀧本　　宏
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第６５０号**
大阪府羽曳野市高鷲７丁目２番９号
債務者　赤木　眞二
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第６６４号**
大阪府枚方市上島町12番17―203号
債務者　藤田　美穂（旧姓濵本）
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第６７３号**
堺市堺区香ヶ丘町１丁５番22―502号、前住所堺市堺区西湊町１丁３番９号
債務者　田中　寛明
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第７１９号**
大阪府羽曳野市郡戸234番地の４（203）
債務者　岡本　一義
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第７２７号**
堺市中区八田北町10番地31　６棟107号
債務者　布田　愛花
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第７５１号**
堺市北区長曽根町1624番地１　バンブーハイツ106号
債務者　岩田　義昭
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第３０８号**
熊本市西区花園７丁目14番34―２号、前住所熊本市西区田崎本町６番５号
債務者　上田　信次
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第４９号**
北海道岩見沢市かえで町７丁目１番７―306号　市営住宅７号棟306号室
債務者　島崎　英子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部